

広報は綴って  
保存しましょう  
いつか役に立ちます  
.....  
再生紙使用



イシヨ一！

一幼稚園もちつき一

## 主な内容

CONTENTS

年頭のあいさつ	2~3
確定申告	4~5
村からのお知らせ	6~9
募金報告・社協	10~11
暮らしの情報・文化財	12~16

# 年頭のあいさつ

## 村民との協働を

## 合い言葉にした村づくりを



榛東村長

真塩 卓

新年あけましておめでとうござ  
います。村民の皆さまには、輝か  
しい新春をお迎えのこととお慶び  
申し上げます。また、日頃より村  
政に対しご理解とご協力を賜り厚  
く御礼申し上げます。

昨年4月に村長選挙が行われ再  
選を果たすことができましたが、  
行政にかかる期待がますます大き  
くなる中の無投票当選という栄  
誉ある再選ができたことは、誠に  
光栄であるとともに、責任の重さ  
を痛感し、身の引き締まる思いで  
す。

日本の経済は緩やかに回復して  
いるところではありますが、アメ  
リカの経済不安が内外に与える影  
響が懸念されるところでありま  
す。また、原油価格の高騰を受け、  
小売価格の引き上げなどが徐々に  
行われ始めています。これは、回  
復基調にある日本経済、特に個人  
消費に大きな影響を与えるものと  
思われます。

このような先行きの不透明な状

況において、進展する少子高齢社  
会に対応して子育て環境や高齢者  
が安心して生活できる環境づくり  
を進めることが強く求められてい  
ます。榛東村の豊かな自然環境の  
中で、自然と共生し、にぎわいと  
活力に満ちた村を実現するため  
に、長期的な視点に立ち、第5次  
榛東村総合計画を柱とした計画性  
のある施策を実施していきます。

昨年は、南北小学校の改修工事  
や福祉医療対象者の拡大、学童保  
育所の拡張・充実など、教育・子  
育て環境の整備に努めました。平  
成20年度には福祉医療の対象者を  
小学校6年生（入院は中学校3年  
生）まで引き上げを行うほか、老  
朽化の著しい中学校校舎の建てか  
えに向けた設計業務の発注、北幼  
稚園の改修工事などを実施する予  
定です。次代の主役である子ども  
達に、安全で安心して暮らすこと  
ができ、子育てをするなら榛東村  
と思われるような明るい希望に満  
ちた村づくりをこれからも推進し

ていきます。

本村の主要産業の一つである農  
業については、後継者問題や国の  
農業政策の転換など厳しい状況に  
ありますが、遊休農地の活用や生  
産基盤の整備・拡充、経営環境の  
強化、農産物のブランド化などの  
施策の推進に努めます。

新庁舎建設事業については、昨  
年12月に議会の承認をいただき工  
事請負契約を締結いたしました。  
来年3月の完成を目指す新庁舎  
は、環境やランニングコストの削  
減に配慮し、村民の皆さまが集え  
る庁舎となる予定です。

「村民との協働」を合い言葉に、  
村民皆さまと共に村づくりを進め  
てまいりたいと存じますので、皆  
さまのご指導となお一層のご協力  
をお願いいたします。

新しい年が皆さまにとりまして  
素晴らしい1年となりますよう、  
心からお祈り申し上げます。年  
頭の挨拶といたします。

## 安心・安全な村づくりを進める



榛東村議会議長

高橋 正

榛東村民の皆さま、あけましておめでとうございます。榛東村議会を代表いたしまして年頭のご挨拶を申し上げます。

皆さまには、ご家族お揃いで新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。また、村議会運営にあたりましては、常日頃からご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年を振り返ってみますと、マスコミなどでは経済は上向き傾向と報道されていましたが、地方格差の拡大などにより、地方ではまだまだ景気好転を感じ取ることはできません。また、12月には日銀の短期経済観測調査において、企業の景況感を示す業況判断指数が3期ぶりに悪化するなど、我が国の経済状況に影を落とし始めています。

このように日本経済が混迷する中において、安倍前総理の後継として、群馬県から4人目の総理大臣となる福田総理が誕生したこと

は、群馬県民として非常に明るい話題となりました。

さて、平成19年中の本村では、榛東村第5次総合計画が実施2年目となり、多くの施策が実施されました。保健相談センター建設事業、地区体育館建設事業などが行われ、完成した施設は多くの村民の皆さまに親しまれ利用されているところです。平成18年度を初年度とし、平成27年度までの10年計画である第5次総合計画は、将来の榛東村のビジョンと理念を定めており、「豊かさを実感し夢と感動を創造する村・榛東」の実現を目指しています。村議会では村民皆さまのご協力をいただきながら、計画実現に向けて最大の努力をしていく所存です。

また、新庁舎建設事業計画も着実に進み、昨年12月には工事請負契約が締結されました。防災の拠点のみならず、村民の利便性を考慮し、多くの皆さまに親しまれるような庁舎をめざした新庁舎は、

平成21年3月に竣工する予定です。

21世紀は環境の世紀と言われるように、私たちの生活環境を中心として、未来の子孫に影響をおよぼすことのないように地域ぐるみで循環型社会の実現に向けて取り組むことが求められています。

我々村議会といたしましても、榛東村が今後自主・自立した村政運営を行い、環境問題や人権の尊重などを踏まえて着実に歩んでいくにはいかにあるべきかと、議会改革特別委員会を設置して協議検討を日々重ねております。

村民各位の温かいご指導を賜りましてなお一層の村の発展と、安心・安全な榛東村であるよう、真塩村長と一致協力して尽力していく所存です。

最後になりましたが、今年1年が村民皆さまにとりまして良い年となりますよう、ご多幸をご祈念いたしまして、年頭の挨拶とさせていただきます。

# 所得税の確定申告は 正しくお早めに

平成19年分の所得税の確定申告は、2月18日(月)から3月17日(月)までとなっています。申告期限間近になりますと申告会場は大変混雑し、長時間お待ちいただくこととなりますので、できるだけ早くお済ませください(次頁日程参照)。

## 《正しい申告を!》

所得税は、自分の所得の状況を最もよく知っている皆さん自身が、税法に従って自分の所得と税額を正しく計算し、期限内に申告・納税するという「申告納税制度」を採用しています。

確定申告をしなければならぬ方が申告しなかったり、誤った申告をしたりすると、後で不足の税金を納めるだけでなく、加算税が課される場合があります。さらに延滞税も納めなければならないこととなります。

## 《確定申告をしなければならぬ理由》

一 事業をしている場合、不動産収入のある場合および土地や建物を買った場合などで、平成19年中の所得金額の合計額から所得控除などの合計額を差し引き、その金額を基に算出した税額が配当控除額と住宅借入金等特別控除との合計額を超えると

二 給与所得者で、給与収入が2千万円を超えるときや、給与

所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超えるときなど。

## 《白色申告の方は》

### 《収入内訳書の添付を》

事業所得や不動産所得、山林所得のある方で、確定申告書を提出する方は、その年の総収入金額や必要経費の内容を記載した収入内訳書を添付しなければなりません。

## 《申告書の》

### 《記入にあたって》

申告書を自分で記入するときには、「所得税の確定申告書の手引き」などを参考にしてください。「所得税の確定申告書の手引き」に示されている記載例に基づいて記入していくと、所得や税額の計算が簡単にできるようになっていますので、自分で記入して郵送などにより早めに提出してください。

## 《所得税の》

### 《還付申告はお早めに》

確定申告をしなくてもよい場合でも次のような方は、還付を受けるための確定申告書を提出することができます。

一 給与所得や退職所得のある方で、雑損控除、医療費控除、寄付金控除、住宅借入金等特別控除などを受けることができます。

二 給与所得者で年の途中で退職

し、その後就職しなかった方  
三 予定納税をしたが、確定申告の必要がなくなった方

確定申告書は、確定申告の期間(平成20年2月18日～3月17日)中に提出することになっています。還付申告ができる方は、この期間にかかわらず、源泉徴収された年または予定納税額を納付した翌年の1月以降ならいつでも提出することができます。確定申告の期間

は申告会場が大変混雑しますので、還付を受けるための確定申告書を提出する方は、自分で記入し、早めに郵送などにより提出してください。

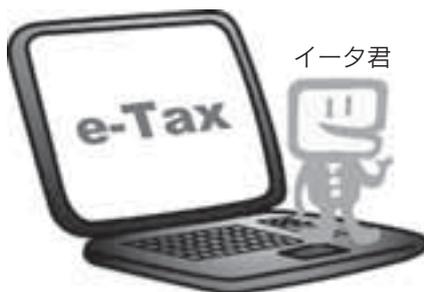
なお、還付金の支払いまでには、ある程度の期間(1～2カ月程度)がかかります。また、還付金の受け取りには預貯金口座への振り込みをご利用いただくと便利です。

## ～国税電子申告・納税システム(e-Tax)が便利です～

国税電子申告・納税システム(e-Tax)は、国税に関する各種手続(①所得税、法人税、消費税、酒税及び印紙税の申告、②全税目の納税、③申請・届出等)が自宅やオフィスまたは税理士事務所からインターネット等を通じて行うことができ、税務署などに何度も出かける必要がなくなります。特に源泉所得税の毎月納付や消費税の毎月申告など、利用回数の多い手続には便利です。

また、e-Taxの開始届出手続はインターネットを利用してオンラインで行えます。

さらに、e-Taxをもっと便利にお使いいただけるよう、e-Taxソフトのダウンロードによる提供をしています。詳細については、e-Taxホームページをご覧ください。



e-Taxホームページ <http://www.e-tax.nta.go.jp>

# 忘れずに申告を

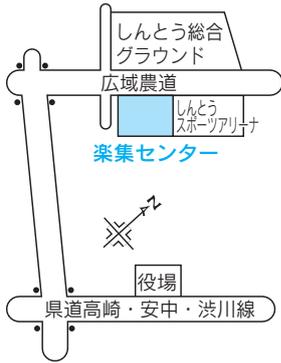
## 所得税と住民税(村県民税)の納税相談は 2月18日から3月17日まで

所得の申告は自主申告(自書申告)となっており、平成19年分の所得の申告期間は2月18日から3月17日までです。この期間に申告ができるよう今から収入や支出の状況を正しく計算しておくとともに、源泉徴収票や社会保険料、生命保険料などの支払証明書など必要な書類をそろえておきましょう。

申告期間中、税務課では下表のとおり納税相談を実施します。所得や税額の計算方法がよく分からないといった方は、気軽に相談にお出かけください。なお、相談会場の混雑を避けるため、できるだけ指定日(全世界に別途通知)にお越しください。

(受付時間は各日午前8時30分から11時30分、午後1時から4時までとなっています。なお、3月17日は午後3時までとなりますので、お間違えのないようお願いします。)

【村が行う納税相談日程表】 役場税務課 ☎54-2211内線109・111・112

申告相談日	午前	午後	相談会場
2月18日(月)	1区	1区	<p><b>榛東村集センター</b> ☎54-0031</p>  <p>受付時間 午前 8:30~11:30 午後 1:00~4:00 (最終日は午後3時まで) ※交通手段のない方は、役場税務課までお問い合わせください。</p>
19日(火)	3区	3区	
20日(水)	4区	2区	
21日(木)	4区	5区	
22日(金)	6区	6区	
25日(月)	7区	7区	
26日(火)	8区	7区	
27日(水)	8区	9区	
28日(木)	9区	9区	
29日(金)	10区	9区	
3月 3日(月)	11区	10区	
4日(火)	13区	11区	
5日(水)	13区	12区	
6日(木)	14区	14区	
10日(月)	16区	16区	
11日(火)	17区	18区	
12日(水)	17区	18区	
13日(木)	19区	20区	
14日(金)	19区	20区	
17日(月)	21区	21区	

## 高崎税務署からの お知らせ

### 1. 申告相談会場

平成20年2月7日(木)から3月17日(月)の間、所得税、個人事業者の消費税および贈与税の申告相談・申告書の受付を「ピエント高崎(問屋町センター)」(高崎市問屋町2-7)で行います。

この期間は、高崎税務署には相談窓口がありませんので、ご理解とご協力をお願いします。なお、確定申告期間中は、平日(月~金曜日)以外でも、2月24日と3月2日の日曜日に限り、確定申告全般の相談と申告書の受付を行います。

### 2. 無料税務相談

医療費控除・年末調整・住宅借入金等特別控除・所得税・消費税の申告をされる方などの無料税務相談を次のとおり行います。

#### 【無料税務相談日程】

■相談日…2月18日(月)、2月29日(金)、3月3日(月)

■受付時間…午前10時~午後4時  
(正午から午後1時までの昼休みは除きます)

■相談会場…榛東村集センター  
(榛東村山子田2059)

### 3. 還付申告説明会

給与所得者で住宅借入金等特別控除の申告をされる方を対象とした還付申告説明会を次のとおり行います。

#### 【還付申告説明会】

■相談日…1月28日(月)

■受付時間…午前10時~12時、午後1時30分~3時30分

■相談会場…吉岡町役場  
(吉岡町下野田560)

▶納税や申告、各説明会などに関するお問い合わせは、高崎税務署(☎027-322-4711)または役場税務課(☎54-2211)までお願いします。

## 青色申告について

本村は「青色申告宣言の村」として、税金の節約、経営の合理化に活用できる青色申告を積極的に推進しています。

個人で営業、農業、林業、その他事業を経営されている方は、青色申告をすることができます。

この制度は、自己の毎日の事業取り引きを一定の帳簿に記帳し、その帳簿に基づいて正確な所得や税金計算をして、申告を行うことを基本とし、青色申告には税法上の特典や、白色申告ではできない所得の計算上いろいろ有利な取り扱いが受けられ、税金面で節約が図れます。

毎日の正確な記帳を通じて、経営内容も正しく知ることができ、経営方針の決定にも大変役立ちますので、ぜひ青色申告をされるようお勧めします。

◆青色申告についての相談は…平成20年分から青色申告を始める方は、3月17日(月)までに申請手続きが必要です。申請、記帳などのご相談は、村商工会の青色申告会、JA(農協)青色申告会、税務署などへお気軽にお尋ねください。

▼商工会(☎54-23318)

▼JA北群渋川榛東支所

(☎54-2201)

▼高崎税務署

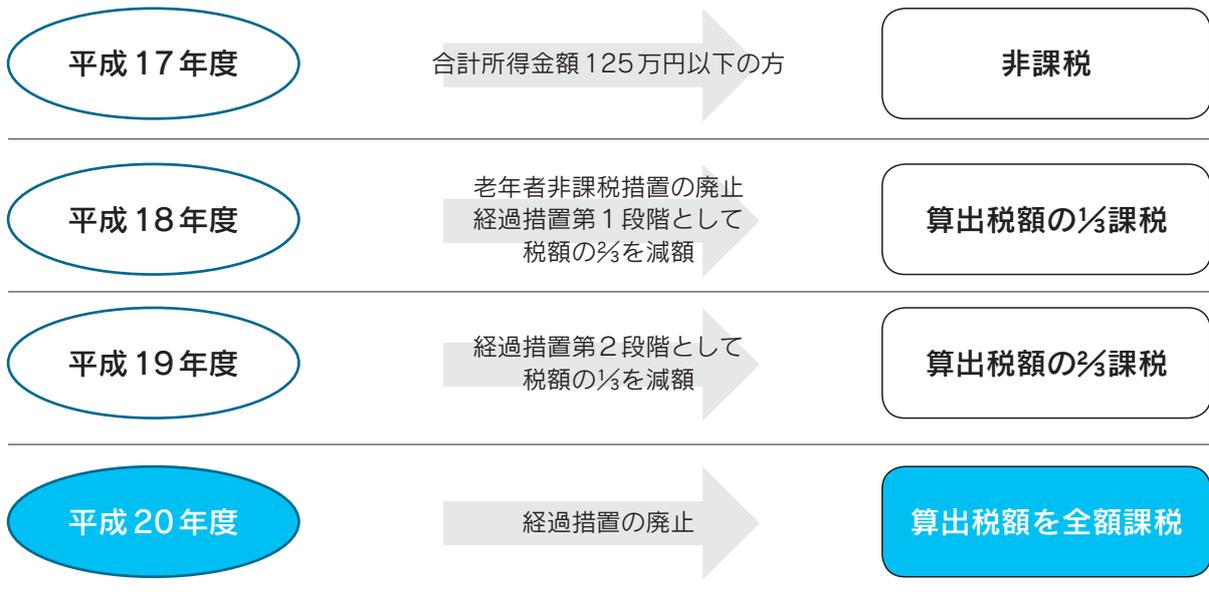
(☎027-322-4711)

平成20年度からの村県民税について

## 高齢者非課税措置廃止の経過措置がなくなります

65歳以上の方(昭和15年1月2日以前に生まれた方)に適用されていた非課税措置が、少子高齢化が急速に進展する中で、年齢に関わらず公平に税負担を分かち合う観点から、平成18年度課税分以降廃止されました。急激な税負担を軽減する経過措置として平成18年度には税額の1/3、平成19年度には税額の2/3が課税されていましたが、平成20年度にはこの経過措置がなくなり全額が課税されることとなります。

### ○高齢者非課税措置の廃止の経過



## 平成20年度から地震保険料控除が創設されました

近年多発している地震災害を受け、「地震災害に対する国民の自助努力による個人資産の保全を促進し、地域災害時における将来的な国民負担の軽減を図る」ことを目的として、損害保険料控除が改組され、地震保険料控除が新設されました。

経過措置として、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約については、従前の損害保険料控除が適用されます。

### ○損害保険料控除 平成19年度課税分まで

◆対象：住宅や家財などの生活用資産の損害保険料や身体の障害に関する損害保険料

控除内容	控除限度額
長期損害保険(保険期間が10年以上で、かつ、満期返戻金のある契約のもの)	10,000円
短期損害保険(長期損害保険契約に該当する契約以外のもの)	2,000円
長期損害保険と短期損害保険がある場合 長期損害保険料控除額と短期損害保険料控除額の合計	10,000円

### ○地震保険料控除 平成20年度課税分から

◆対象住宅や家財などの生活資産の地震保険料

控除内容	控除限度額
地震保険料契約に関する保険料の1/2	25,000円
経過措置として、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険料については、従前の損害保険料控除が適用されます。	10,000円
地震保険料と長期損害保険がある場合 地震保険料控除と長期損害保険料控除額の合計 ※地震保険料契約と長期損害保険料契約がそれぞれ別契約である必要があります	25,000円

所得税から住宅ローンを引ききれなかった方

# 控除しきれなかった分は村県民税から控除されます

税源移譲により所得税が減額となり、控除できる住宅ローン控除額が減る場合があります。平成11年から平成18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は翌年度の村県民税(所得割)から控除できます。

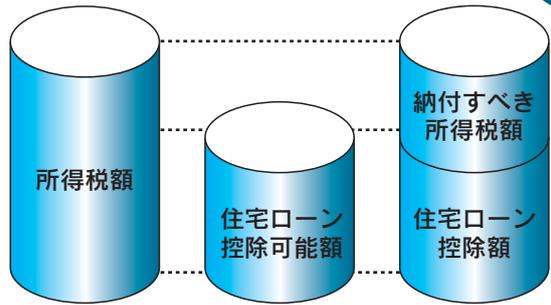
平成20年度以降(平成20年度から平成28年度まで)、村県民税の住宅ローン控除の適用を受けるためには毎年申告が必要となります。また、平成19年分の所得税から控除しきれない額が発生した場合は、平成20年3月17日までに「住宅借入金等特別税額控除申告書」に「源泉徴収票」の原本を添付して提出してください。

住民税の住宅ローン控除の適用を受ける方	住宅借入金等特別税額控除申告書の提出方法
所得税の確定申告をする方	所得税の確定申告書とともに税務署へ提出
所得税の確定申告をしない方	源泉徴収票を添付して役場へ提出

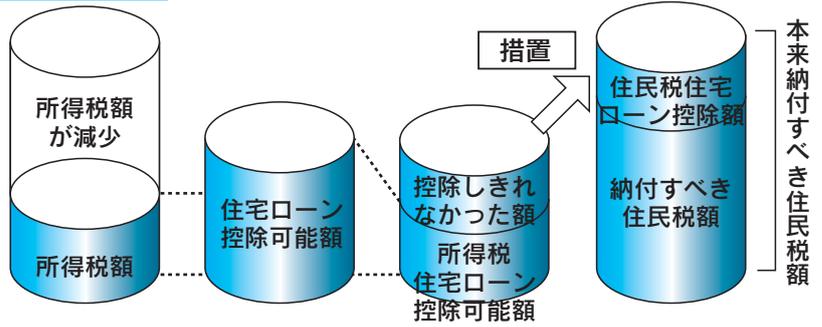
※所得税の確定申告をされない方は、「住宅借入金等の年末残高合計額」を確認しておいてください。



税源移譲前



税源移譲後



平成19年に所得が減って所得税が課されなくなった方

# 平成19年度村県民税が還付されます

税源移譲により、所得税率の変更による税負担の軽減の影響は受けず、村県民税率の変更による税負担の増加の影響のみを受ける方については、すでに納付済みの平成19年度分の村県民税額から、税源移譲により増額となった村県民税相当額を還付します。

所得変動に伴う村県民税の還付を受けるためには申告が必要となります。

平成19年度分住民税を課税した平成19年1月1日現在の住所地の市区町村へ減額申告書を提出してください。他の市区町村から課税になった方は申告先を間違えないようご注意ください。



※平成19年中に亡くなられた方や、海外へ転出されて平成20年1月1日現在国内に居住されていない方には、この経過措置は適用されません。

※この経過措置の対象となる方は、村県民税と所得税の人的控除(配偶者控除・扶養控除・基礎控除など)額の差の合計額が、平成20年度の住民税の合計課税所得金額(課税長期譲渡所得などの金額がある場合は、これらの金額を合計した金額)以上になる方に限られます。従って、寄付金控除額などの人的控除以外の控除額が増加したり、住宅ローン控除などによって所得税が課税されなくなった方には、この経過措置は適用されません。

税に関するお問い合わせは、税務課(☎54-2211 内線109)へ

障害者控除対象者認定書について

## 申告により障害者控除を受けることができます

身体障害者手帳や療育手帳などの交付を受けていない65歳以上の方で、認知症や加齢などにより障害者などに準じると認定された場合、村県民税や所得税の申告時に「障害者控除対象者認定書」を提出することで、障害者控除を受けることができます。「障害者控除対象者認定書」は、介護保険の要介護認定の資料をもとに障害者控除の対象になるか判定し、対象と認められた場合に交付されます。

### ○対象となる方

次のいずれにも該当する方が対象となります。

- ・満65歳以上の方
- ・障害者手帳、療育手帳または精神保健福祉手帳の交付を受けていない方
- ・下表「判定基準」に該当する方

### ○申請に必要なもの

印鑑(本人以外の方が申請する場合は、申請者の印鑑)を持参し、保健福祉課へお越しください。

### ○判定基準

区分	対象者	認定基準	控除額(1人あたり)	
			所得税	村県民税
特別障害者控除	知的障害者(重度)または身体障害者(1級・2級)に準ずる方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要介護認定で要介護度が1～5で「障害高齢者の日常生活自立度」がB～Cランクに該当、または、「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅢ～Mランクに該当する方</li> <li>・医療：透析を受けている方</li> <li>・視力：ほとんど見えない方</li> <li>・聴力：ほとんど聞こえない方</li> </ul>	40万円	30万円
障害者控除	知的障害者(中度・軽度)または身体障害者(3～6級)に準ずる方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要介護認定で要介護度が1～5で「障害高齢者の日常生活自立度」がAランクに該当、または、「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅡランクに該当する方</li> <li>・医療：人工肛門または人工膀胱をしている方</li> </ul>	27万円	26万円

### ○参考：障害高齢者の日常生活自立度

ランク	状態
J	何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており、独力で外出する
A	屋内での生活はおおむね自立しているが、介助なしには外出しない ①介助により外出し、日中はほとんどベッドから離れて生活する ②外出の頻度が少なく、日中も寝たり起きたりの生活をしている
B	屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッドでの生活が主体であるが座位を保つ ①車いすに移乗し、食事・排泄はベッドから離れて行う ②介助により車いすに移乗する
C	1日中ベッド上で過ごし、排泄・食事・着替えにおいて介助を有する ①自力で寝返りをうつ ②自力では寝返りをうてない

## ○参考：認知症高齢者の日常生活自立度

ランク	状態
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内および社会的にほぼ自立している
II	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られるが、誰かが注意していれば自立できる <b>【例】</b> ・何度も道に迷う ・服薬管理ができない ・買い物や事務、金銭管理など今までできていたことにミスが目立つ ・電話の対応や訪問者との対応など1人で留守番ができない など
III	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする <b>【例】</b> ・着替え、食事、排泄が上手にできない、または時間がかかる ・やたらに物を口に入れる ・物を拾い集める ・徘徊や失禁をする ・大声や奇声をあげる ・火の不始末 ・不潔行為 など
IV	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする <b>【例】</b> ランクIIIと同じ
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門治療を必要とする。 <b>【例】</b> ・せん妄、妄想、自傷、他害などの精神症状や、精神症状に起因する問題行動が継続する状態

## ○注意事項

- ・すでに障害者手帳、療育手帳または精神保健福祉手帳をお持ちの方は、手帳の提示で控除を受けることができるので申請の必要はありません。また、本人または扶養者が非課税の場合も申請は不要です。
- ・申請者が本人または同居の家族以外の場合は、本人の同意が必要になります。
- ・認定証は障害事由の存続期間は有効です。
- ・対象者の障害事由の変更、消滅が生じた場合は、速やかにご連絡ください。
- ・認定された方で、心身の状態が変化した場合は、改めて障害者控除対象者認定の申請をしてください。

## おむつ代の医療費控除について

# 医療費控除確認書を交付しています

おむつ代が医療費控除の対象として認められるためには、毎年確定申告の際に寝たきりの状態にあること、および治療上おむつの使用が必要であることについて、医師が発行したおむつ使用証明書が必要です。なお、おむつ代について医療費控除を受けることが2年目以降の場合は、介護保険の要介護認定の資料をもとに状態を確認し、医師の発行するおむつ証明書に代わる「おむつ代に係る医療費控除確認書」を交付します。

## ○対象となる方

おむつ代について医療費控除を受けることが2年目以降であり、本人または本人の扶養する方がおむつを使用しており、要介護認定または要支援認定を受けている方

## ○申請に必要なもの

介護保険被保険者証と印鑑を持参し、保健福祉課で申請してください。

## ○注意事項

申請者が本人以外の場合は本人の同意が必要になります。

お問い合わせは、保健福祉課(☎54-2211 内線120)、または税務課(内線109・111)へ

# 募金報告

寄せられた浄財は4,276,861円

平成19年度の赤い羽根、歳末助け合い、法人・個人の各募金については、総額4,276,861円という多額の浄財が寄せられました。この尊い浄財は、村や県の社会福祉協議会事業などに有効に活用し、福祉の向上を図ります。

ご協力ありがとうございました。

## 法人・個人募金

(順不同・敬称略)

### 法人募金

- ▼5万円 ぐん・せい建商(株)
- ▼3万円 綜建産業(株)、(株)オーケーコーポレーション、南棟工業(株)
- ▼2万円 (有)善養寺工務店、前橋精密工業(株)、岩崎建設(株)、下田工設(株)、廣橋建設(株)
- ▼1万円 (有)榛東葬祭センター、(有)小林水道工事店、深井無線工業(株)、(株)卯三郎こけし、(有)美善工務店、山二建設(株)、東洋フォイル(有)、(株)星野電気、(有)榛東工業、(有)小林輪店、千木良建設(株)、柏平グリーンランド(株)、ミツマタ建設(株)、(有)田村運送センター、(有)遠藤建設、(株)榎本鉄工所、(有)マシモ開発、(有)サイトウデンキ、北群渋川農協、(株)サンクリーニング、(株)タナカ設備工事、(株)白子榛名工場、群馬葡萄酒(株)、(有)沙羅英慕、上野原生産森林組合、(株)根岸建設、牧口鉄工所(株)、(株)ウツミ、(有)ハルナ油脂商会、(株)榛東運輸、浅見水道(株)、(株)サンレンジン、(有)牧口エンジニアリ

区	赤い羽根募金	歳末助け合い募金
1	46,200	45,300
2	37,200	43,200
3	54,000	56,400
4	49,800	47,100
5	46,200	45,800
6	51,600	50,100
7	98,100	96,600
8	49,500	49,500
9	129,900	135,000
10	75,900	75,700
11	54,600	55,200
12	36,600	36,900
13	50,400	51,100
14	63,000	63,300
15	67,500	67,200
16	58,800	53,100
17	38,700	39,300
18	55,800	54,700
19	47,400	48,750
20	82,800	83,100
21	44,100	42,000
その他	****	30,000
計	1,238,100	1,269,350

その他 榛東山草会 20,000円  
榛東山ゆり会 10,000円

- ▼5万円 (株)ハルナグラス、(有)群馬サポート、榛名モーターズポーターランド(有)、(有)金井商店、高田建設(株)、(有)柴本商店、(有)萩原印刷紙和工業
- ▼3万円 (有)サンケイ電子製作所、群馬モールド(株)、アサヒ(有)、(有)新和工業
- ▼2万円 (有)萩原自動車整備工場、安全基材(株)
- ▼1万円 霞山カントリー倶楽部、(有)北群馬メンテナンス
- ▼2万円 真下歯科クリニック
- ▼1万円 岸廣子、善養寺登美子、星野花枝、星野静枝、竹内畜産食肉部、松井司法書士事務所、草間酒店、草間レイ子、民宿しおざわ、焼き肉なるみ、阿久澤トクエ、菊地医院、小川晃泰、阿部弘美、若尾ミヤコ、真下光弘、立見商店、後藤接骨院、牧口幸子、真塩悦子、阿久澤孝子、柿ノ木坂食堂、岩田さのこ園、今井一良、浅見一彦、松岡マリ子、原澤益子、畠中たばこ店、一倉自動車、富澤酒店、金井澄江、一倉美恵子、青木屋、小林新聞店、高橋佐代子、リカー&フードすぎた
- ▼5万円 旭屋商店、上州神興製造業組合、群馬榛名園、みなみ歯科、かね八、森田恭平、北群馬サンセルフ、ユアサデンキ、野本誠、加藤接骨院、萩原綿ふとん店、高橋俊一、高橋金物店、和風レスト

### 個人募金

- ▼3万円 フレッシュショップまるぜん、毛利多、松岡勘、浅見留治郎、小山西隆弘、つじけ丘吉沢商店、金光隆蔵、寺島勇二、北村治、浅見哲也
- ▼2万円 齊藤製菓舗、わかばクリニック
- ▼1万円 地球屋、松岡昭三、ファミリードックススクール

### 職域・学校・その他

- 北小学校児童会 17,172円
- 南小学校ボランティア委員会 17,990円
- 中学校生徒会 11,026円
- 前橋精密工業(株)親睦会 10,000円
- 相馬原駐屯地 81,900円
- 社会福祉協議会・役場職員 11,323円

### 法人・個人募金計

1,769,411円

## 第40回村民剣道大会

—日ごろの稽古の成果を発揮—

12月2日(日)しんとうスポーツアリーナで第40回村民剣道大会が開催され、参加者の皆さんは、日ごろの稽古の成果を発揮していました。大会の結果はつぎのとおりです。(敬称略。○内は順位)

### 【新人の部】

- ①倉林 勇人(9区) ②金井 拓也  
③野島 佑(9区)

### 【小学3～4年生の部】

- ①富澤 真衣(14区) ②山崎 拓郎(17区)  
③小川 拓海(5区)

### 【小学5～6年生の部】

- ①田村 岳(15区) ②星野 達哉(15区)  
③金井 春佳

### 【中学1年男子の部】

- ①金井 敬海(15区) ②星野 友哉(15区)  
③三枝 雄馬(9区)

### 【中学1年女子の部】

- ①丸岡 憲子(18区) ②土屋 美佳(17区)  
③堤 里沙(15区)

### 【中学2年男子の部】

- ①高橋 諒(7区) ②小山 裕平(14区)  
③高橋祐一郎(16区)

### 【中学2年女子の部】

- ①萩原 菜摘(3区) ②青山明日美(8区)  
③善養寺 遥(1区)

### 【一般の部】

- ①富澤 裕(14区) ②田村 啓祐(21区)  
③金子 治之(20区)

## 2大会連続県大会出場！

—榛東南リトルメッツ—

榛東南リトルメッツが、渋川北群馬支部予選を勝ち抜き、3月に行われる第33回群馬県選抜学童軟式野球大会に出場することが決まりました。また、最優秀選手賞と打撃賞を次の選手が受賞しました。(敬称略)

【最優秀選手賞】 吉田 翔平

【打撃賞】 萩原 未輝



県大会へ出場する榛東南リトルメッツの皆さん



## シルバー見守り隊

昨年の12月に歳末たすけあい運動が実施されました。社会福祉協議会では、村民皆さまからご協力いただいた募金を地域の福祉事業に活用しています。

シルバー見守り隊は、この募金を活用して今年度から実施している事業の一つで、安心・安全を守り、高齢者と児童の交流を図ることを目的としています。1年のうち日照時間の短い12月から約2カ月間、下校時の小学校児童を対象

に、シルバー人材センターの会員が小学校周辺の見守りを行います。シルバー見守り隊の方は、ベストと腕章を着用して活動しています。

犯罪を行おうとする者は、人の「目」を恐れます。活動を通じて、子ども達を見守る目が地域の中にあふれることを示し、地域の安全を守ることにつながればと考えています。

### 社会福祉協議会からのお知らせ

#### ■心配ごと相談

- ・日時 2月8日(金)  
午後1時30分～3時30分
- ・場所 商工会館 1階和室

#### ■無料法律相談

- ・日時 2月22日(金)  
午後1時30分～4時30分
- ・場所 福祉センターささえの家
- ・相談員 群馬弁護士会会員
- ・相談時間 ひとり約30分

※必ず電話(☎55-5294)で事前予約をお願いします。

#### ■ふれあい館休館日

- ・1月28日(月)
  - ・2月12日(火)
- ※毎月第2・第4月曜日が定休日(休館日)が祝日の場合は翌日

お問い合わせ  
社会福祉協議会  
☎55-5294  
☎54-1126

お元気ですか

# こちら保健師です

メタボリックシンドロームの状態が続くと、動脈硬化が進行し、心臓病や脳卒中といった循環器病を招きやすくなります。また、喫煙も動脈硬化を進行させます。



**ぜひ禁煙を!!**

## 40歳から74歳の方へ

### 平成20年4月から

### 特定健診が始まります

今までの健診は、個々の疾患の早期発見・治療を目的としていましたが、近年増加する生活習慣病を予防するためには、早い段階から生活習慣の改善に取り組むことが大切であることが分かってきました。また、内蔵に脂肪が蓄積された状態が、生活習慣病の原因の一つであると考えられています。

このため、平成20年4月から「特定健診・特定保健指導」の制度が開始され、検査結果に応じた保健指導で健康づくりの支援が受けられるようになります。

#### 特定健診Q&A

##### Q 特定健診とは？

**A** メタボリックシンドロームに着目し、該当者とその予備軍の人を早期発見するために平成20年4月から行われる新しい健診のことで、40歳から74歳の全てのの人に受診していただきます。

**Q** 新しい健診ではどのような検査が行われるの？

**A** 新たに、腹囲測定などのメタボリックシンドロームの危険因子を調べる項目が加わります。検査の結果、メタボリック

シンドロームの該当者や予備軍であることが分かると、病気になる前に予防するため、「特定保健指導」が行われます。特定保健指導では、生活習慣の改善ができるよう、検診結果からその人の状態に合わせた効果的な指導が行われます。

※ メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）とは、内臓の周りに脂肪が蓄積している内臓脂肪型肥満に加え、高血糖、高血圧、高脂血症などの危険因子が二つ以上ある状態を言います。

**Q** 健診の受け方が変わるのなぜですか？

**A** 特定健診は医療保険者が実施することが義務付けられているため、加入している医療保険者が指定する健診機関で受診することになります。今まで村の住民健診を受けていた方は健診の受け方が変わるのでご注意ください。

※ 医療保険者とは、健康保険組合、政府管掌健康保険、共済組合、市町村国民健康保険、国民健康保険組合などのことです。保険証であなたの医療保険者を確認することができます。

**Q** 村の健診はどう変わりますか？

**A** 村の健診は、原則として榛東村国民健康保険加入者が対象

になります。榛東村国民健康保険以外の医療保険に加入されている方は、各医療保険者からの通知などに従って健診を受けることとなります。あなたが加入する医療保険者からの依頼があれば村の健診を受けることもできますので、詳しくは加入している医療保険者へ確認してください。

**Q** その他の年齢の人はどうなるの？

**A** 25歳から39歳の方は、健康づくり健診として、75歳以上の方は後期高齢者健診として、村の健診を受けていただきます。希望する場合は、2月に配布される健康調査票にチェックしてください。

**Q** ガン検診などはどうなるの？

**A** 結核検診、ガン検診、骨粗しょう症検診、歯周病検診、超音波検査などは今までどおり実施します。希望する方は、2月に配布される健康調査票に、希望する項目をチェックしてください。超音波検査については、健康調査とは別に募集を行いますので、広報などで確認してください。

▼お問い合わせは、保健相談センター(☎70-8052)へ

## ●2月休日当番医●

	内科		外科	耳鼻科	歯科
3日	川島内科クリニック (渋川) ☎23-2001	菊地医院 (榛東) ☎54-3346	とまるクリニック (金井) ☎26-7711	森医院 (石原) ☎23-8733	山崎歯科医院 (元町) ☎25-1184
10日	大井内科クリニック (吉岡) ☎30-5575	船曳医院 (中郷) ☎53-2530	宮下外科胃腸科医院 (渋川) ☎23-3021		ほしかわ歯科医院 (石原) ☎24-8835
11日	湯浅内科医院 (渋川) ☎20-1311	伊香保クリニック (伊香保) ☎72-4114	北条外科胃腸科医院 (吉岡) ☎54-6870		小野上歯科医院 (村上) ☎59-2493
17日	岡本内科クリニック (吉岡) ☎20-5353	めぐみ子どもクリニック (行幸田) ☎30-2022	井野整形外科リハビリ内科 (吉岡) ☎30-5255		永井歯科医院 (赤城) ☎56-8854
24日	大谷内科クリニック (中村) ☎20-1881	痛みのクリニック長谷川医院 (吉岡) ☎30-5055	関口病院 (渋川) ☎22-2378		川島医院 (渋川) ☎22-2421

※耳鼻科の診療時間は正午までです。 ※http://shibukawa.gunma.med.or.jp/1.htm ※夜間急患診療所(午後7時~11時、年中無休)☎23-8899

# 暮らしの情報

## 募

募集

### 村臨時職員募集

村では平成20年4月から臨時職員として働ける方を募集します。  
 ■職種：技師、保健師、保育士、幼稚園教諭、一般事務、管理栄養士、調理員、公仕、運転手、添乗員 ■勤務時間・日数：職種により異なります。  
 ■賃金：時給730円～850円 ■応募資格：職種により資格が必要。また、年齢はおおむね60歳までの方 ■契約期間：6ヵ月単位で契約更新。ただし、3年を超える更新は認められません。 ■登録期限：1月31日(木)まで ■登録方法：役場総務課で村指定の求職登録票(履歴書)に必要事項を記入(印鑑持参) ▼お問い合わせは、総務課(☎54-2211 内線104)へ

### 電気通信サービスモニター募集

総務省では、平成20年度電気通信サービスモニターを次のとおり募集します。 ■応募資格：関東および山梨県にお住まいの満20歳以上の方 ■活動内容：アンケート調査への回答・モ

ニター会議への出席 ■委嘱期間：4月1日から平成21年3月31日まで ■謝礼：アンケート調査およびモニター会議に出席いただいた方に謝礼をお支払いします。 ■募集人数：150名 ■応募方法：郵送・FAXまたは電子メールの表題に「モニター希望」と記入し、郵便番号・住所・電話番号・氏名・フリガナ・性別・年齢・職業・応募の動機・メールアドレス(任意)を記入して応募 ■募集期間：2月25日(月)まで ■選考結果：採用された方に3月末までに通知します ▼お問い合わせは：〒102-8795 東京都千代田区九段南1丁目2番1号 総務省関東総合通信局情報通信部電気通信事業課 ☎03-6238-1676 FAX 03-6238-1698 monitor-kanto@rbl.soumu.go.jp

### 学生寮上毛学舎入寮生募集

県育英会では、東京都世田谷区にある学生寮「上毛学舎」の平成20年度入寮生を募集します。 ■対象者：東京都およびその近郊の大学(短大)の1年次に入学する本県出身の男子(1家庭につき1人まで) ①就学上の住宅または下宿に困ってい

る方 ②毎月の寮費・食費を支払うことのできる方 ③健康で共同生活を営むことのできる方 ④保証人をつけられる方 ■申込定員：44名(男子のみ) ■申込期間：2月1日(金)～2月29日(金) ■申込方法：県育英会が配布する所定の申込用紙による。郵送を希望する場合は、90円分の切手を同封して請求 ■選考方法：書類・面接 ■決定時期：3月中旬 ■経費負担：入寮金5万円・寮費1万8千円(月額)・食費1万6千円(月額)など ■寮の所在地：東京都世田谷区経堂4-8-13(小田急線千歳船橋駅下車徒歩5分) ▼お申し込み・お問い合わせは、県育英会(〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 群馬県教育委員会管理課内 ☎027-223-1111 内線4544)へ

### 養育費セミナー開催

(助)群馬県母子寡婦福祉協議会では次のとおり講演会を開催します。 ■日時：2月24日(日)午後1時30分～4時30分 ■会場：群馬県庁29階 291会議室 ■内容：「養育費と別れた父親との関わり方」・「養育費に関する法律問題を中心とした助言」 ■参加対象者：母子家庭の母など県民一般、母子自立支

援員など ■定員：100名 ■費用：無料 ■募集期間：2月12日(火)まで ■申込方法：郵便番号・住所・氏名・年齢・電話番号・託児希望の有無(子ども的人数と年齢)を記入し、郵送、ファックスまたは電話で応募 ▼お申し込み・お問い合わせは、(助)群馬県母子寡婦福祉協議会 群馬県母子家庭等就業・自立支援センター(〒371-0843 前橋市新前橋町13番地12 ☎027-255-6636 FAX 027-255-6652)へ

## 知

お知らせ

### 水道課から

水道料金の収納取扱金融機関である「ぐんま信用金庫」が、平成19年11月26日から「しのめ信用金庫」になりました。窓口および口座振替による納入を本店・支店で行うことができます。 ■新たな収納取扱金融機関：しのめ信用金庫(旧ぐんま信用金庫) ■お問い合わせは、水道課 ☎54-2211 内線219)へ

### 電話によるJUNOの相談のお知らせ

群馬県精神保健福祉協会では、こころの健康づくりを推進するために、仕事などで平日には相談ができない方のために無料で電話相談を実施します。 ■日時：2月17日(日) 午前10時～午後3時 ■専用電話：☎027-290-2920 ▼お問い合わせは、群馬県精神保健福祉協会(☎027-263-1166)へ

### ねえみんな この金額に目をとめて

区分		時間額
群馬県最低賃金		664円
産業別最低賃金	製鋼・鉄素形材製造業	773円
	一般機械器具製造業	763円
	電気機械器具製造業	761円
	輸送用機械器具製造業	763円

▼お問い合わせは、群馬労働局労働基準部賃金室(☎027-210-5005)へ



## 株券が電子化されます

上場会社の株券が2009年(平成21年)1月から電子化されます。株券電子化が実施されると上場会社の株券は無効となりますが、株主の権利は自動的に証券会社などの金融機関の口座で管理されます。▼お問い合わせは、日本証券業協会 証券決済制度改革推進センター (03-3667-4500)までお願いします。 <http://www.kessaicenter.com/>

## 供託金の電子納付について

電子納付により、供託所(法務局)に供託金を納付することができます。電子納付とは、金融機関のATMやインターネットバンキングなどを利用して供託金などを納付することができます。サービスで、「ペイジー」の愛称で呼ばれています。「ペイジー」を利用すると、ATMから取扱時間内であればいつでも供託金を納付することができます。



き、自宅のパソコンなどからであれば夜間・休日を問わず納付することができます。▼お問い合わせは、前橋地方法務局 供託課 (027-221-4423)へ

**2月は省エネルギー月間です!!**

東京電力 横浜川支社 ☎0120-99-5222  
財団法人関東電気保安協会 ☎0279-23-6318

# 図書券が当たる!? 広報クイズ

今月もがんばってください。家族みんなで解いてね。応募方法は、新聞広告の余白やメモ用紙に答えを書き、区、氏名、年齢、世帯主名を明記して、北小、南小、榛中、中央公民館に置いてある箱に入れるか、役場までお送りください。郵送でも結構です。また、村政に関するご意見や要望、質問などがありましたら同様にお願いします。締め切りは、1月31日、正解者の中から抽選で7名の方に図書券をお贈りします。

★をつなげてください。ひとつの言葉になります。応募する紙には、その言葉だけを答えとして記入してください。(ヒント…何枚届いた?)

### タテのカギ

- ①この話をするとき鬼が笑います
- ④幸いのこと。一の神など
- ⑤神社やお寺にある吉凶を占う
- ⑥「干支」と書いて何と読む?
- ⑧1月のこと。ももついでつ寝るとお

### ヨコのカギ

- ②去年はイノシシ。今年は何?
- ③50円玉に描かれている花
- ④おめでたい初夢といえ、1
- ⑤いくらもえたかな?玉
- ⑦玄関に置く正月飾り。かど
- ⑨モチをつくのに使います。キ

### 前回の答えと当選者

広報12月号のクイズの解答は、全部で29通寄せられ、全通が正解でした。抽選で、次の7人の方に500円相当の図書券を贈りました。(カッコ内は行政区 敬称略)  
山田将也(4区) 渡辺貞幸(6区) 柳岡憂也(8区) 大林格(9区) 高橋果歩(13区) 岡本萌(15区) 小池恵子(16区)

**モミノキ**

①ヤ	④ケ	イ	⑧ス	ミ
	ー	⑤ツ	ノ	★
②ス	キ	ー	ー	
	モ	⑥ヒ	ボ	ン
③ウ	イ	ン	タ	ー
			⑦イ	ド

**ダイヤルメモ**

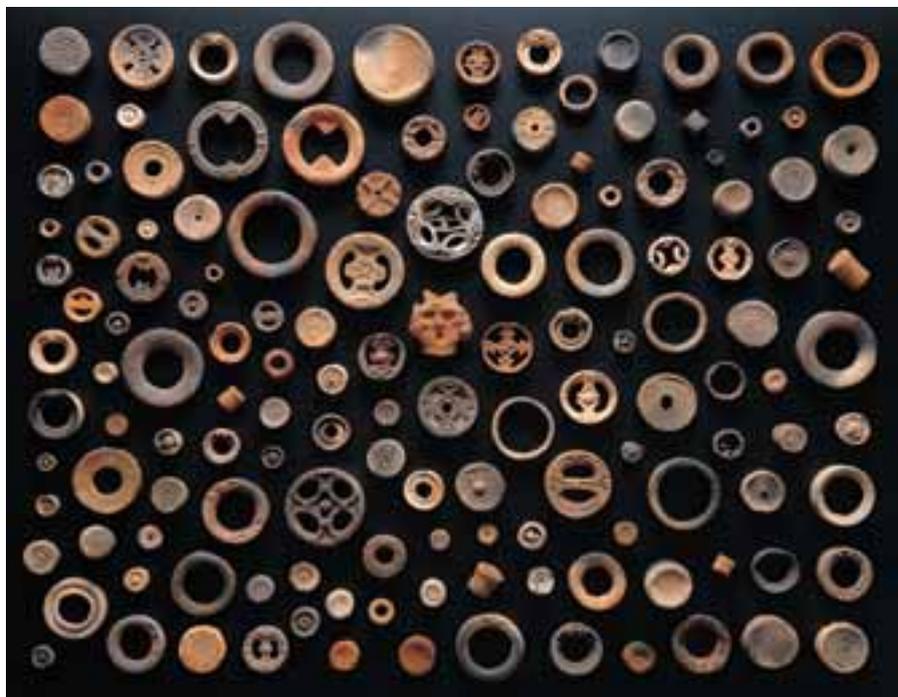
役場	54-2211
育英委員会	54-2765
中央公民館	54-2573
社会教育施設等管理事務所	54-8534
商工センター	54-2318
保健相談センター	70-8052
南条コメンター	54-0488
児童館	54-0031
耳飾り館	54-7933
ふれあい館	54-1133
社会福祉協議会	54-1126
ふるさと	55-5294
	54-2488

**問い合わせ**

保福…保健福祉課  
保セ…保健相談センター  
住民…住民生活課  
社協…社会福祉協議会  
教育…社会教育課  
公民…中央公民館  
農業…農業委員会  
楽集…楽集センター

月	日	土	金	木	水	火
4	3	2	2/1	31	30	29
PM 3:30~5:00 楽集シネマ		PM 2:30~3:30 音を楽しむアンサンブル教室				健康・美容教室(スリムアップ料理) AM 10:00~PM 1:00 楽集センター 楽集乳児健診 PM 1:15~2:00 保健相談センター 保セ
	火	月	日	土	金	木
	19	18	17	16	15	14
	PM 1:15~2:00 3歳児健診					健康相談 PM 1:30~2:30 保健相談センター 保セ

# 文化財探訪



国指定重要文化財

## 茅野遺跡出土土製耳飾り(2500年～3000年前)

平成元～2年度に発掘調査した茅野遺跡から出土した縄文時代の品物で、とくに注目されたのが土製耳飾りである。これらは、粘土で形をつくり野焼きしたもので、さまざまな文様があり、透かし彫りの施された美しく精巧なものもある。

耳たぶに穴をあけ、ひもようになった耳たぶにはめられていたこれらの耳飾りの中には、耳たぶと接した部分が皮脂で光沢をもっているものもある。

茅野遺跡からは全部で577点の耳飾りが発見されたが、1つの遺跡から数百点もの耳飾りが発見されることは大変貴重な例である。茅野遺跡に住んでいた人々は、耳飾りづくりの腕が非常にすぐれており、ほかの“ムラ”ではつくることができないような希少価値のある耳飾りをつくることができた。人々はこれらの耳飾りを物々交換の対象として扱ったのではないかと推測されている。

縄文時代後期には、関東地方全域に土製耳飾りづくりが広まったが、これらの耳飾りはその当時の人々の生きる知恵と努力が表れた品々である。

広報しんとう 2008年1月号 Vol.443

発行：榛東村役場 編集：総務課

〒370-3593 群馬県北群馬郡榛東村大字山子田1258番地1

☎0279-54-2211

ホームページアドレス <http://www.vill.shinto.gunma.jp/>

### 人口と世帯

	(12月1日現在)
総人口	14,734人(-15)
男	7,514人(-16)
女	7,220人(-1)
世帯数	4,978戸(-15)
	( )は対前月

### 村内の交通事故

	(12月末日現在の累計)
事故件数	96件(+15)
死者	0人(-1)
傷者	132人(+27)
	※( )は前年同期対比
	シートベルトは必ず着用しましょう